

奈勞発基0313第8号

令和5年3月13日

各団体の長 殿

奈良労働局長

(公印省略)

令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、特に平成29年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各団体等と連携してその取組を行ってきたところです。

さて、昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1月13日現在の速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上の上死傷者805人、うち死亡者は28人となっています。

業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しており、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例が含まれています。

奈良労働局管内における熱中症による死亡災害は、平成29年の1件以降発生しておらず、休業4日以上の上労働災害も平成30年の14件をピークに減少傾向にありましたが、昨年は8件とやや増加に転じました（3月7日現在の速報値）。

つきましては、厚生労働省において、別添のとおり令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）が定められ、実施することとなりましたので、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、取組の推進・周知に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。

参考：厚生労働省ポータルサイト

